

令和8年第4回玉野市教育委員会 会議録

I 期 日

令和8年3月25日（水）

II 会議時間

開会時間：14時00分

閉会時間：15時00分

III 出席委員

教育長 多田 一也

教育長職務代理者 横山 純子

委員 二宮 崇

委員 小野 文子

委員 板倉 宏

IV 欠席委員

なし

V 説明のため出席した職員

教育次長 萱 哲司

教育総務課長 琵琶 学

学校再編推進課長 森 真志

学校教育課長 的場 佳代

就学前教育課長 片山 琢巳

社会教育課長 久富 真吾

（書記）遠藤 真由

VI 会議内容

1 開 会

2 会議録の承認

（1）令和8年第1回教育委員会会議（令和8年1月22日）の議決事項等について

教育長の報告：令和8年の教育行政の推進について

会議録の承認：なし

議 事：議案第1号 玉野市認定こども園に関する条例の一部改正について

協 議：玉野市奨学資金貸付に係る返還減免制度の導入について

報 告：令和8年玉野市二十歳の式実施報告 他3件

そ の 他：令和8年2月／3月 月間行事予定 他4件

（承認）

（2）令和8年第2回教育委員会会議（令和8年2月4日）の議決事項等について

教育長の報告：総合教育会議について

会議録の承認：1件（令和7年第20回）

議 事：なし

協 議：後閑小学校の閉校について

報 告：玉野市立玉野商工高等学校の現状について

(承認)

(3) 令和8年第3回教育委員会会議（令和8年2月17日）の議決事項等について

教育長の報告：県立高校再編の動向について

会議録の承認：なし

議 事：議案第2号 令和7年度3月補正予算案（教育委員会関係分）について 他4件

協 議：なし

報 告：なし

そ の 他：令和8年3月／4月 月間行事予定

(承認)

3 教育長の報告

なし

4 議 事

(1) 議案第7号 玉野市教育委員会公印規則の一部改正について

(教育総務課長) 資料により説明

令和8年度から和田保育園を認定こども園化することに伴い、玉野市立和田認定こども園の印と玉野市立和田認定こども園長の印を新たに追加する。

(2) 議案第8号 玉野市業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

(学校教育課長) 資料により説明

教職員の給与等に関する特別措置法の改正により、教職員の業務量管理と健康確保措置の実施が教育委員会の責務として位置付けられたことに伴い、本計画を策定するもの。

現在、教職員の長時間勤務が精神の健康への影響だけではなく、授業準備不足の授業時間の不足、教育の質にも関わる重要な課題となっている。本市についても、勤務実態の把握や業務の見直しを計画的に進め、教職員が安心して働き続けられる環境を整える必要がある。本計画について、業務量の適正化、業務時間管理、健康支援の仕組みを相互的に整理し、学校現場の働き方改革を着実に推進するための基本方針を示している。

計画の概要については、具体的には時間外在校等時間の推移ということで、本市の教職員の過去数年間の時間外は、月上限45時間という中で平均としては年々減ってきている。現状は、月80時間を超える教職員の割合というのも一定数いる。教職員一人一人の意識や個々の取り組みが重要になってくる。現状を踏まえ、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務ではあるが負担軽減を促進すべき業務、という視点で3分類をしっかりと意識しながら、働き方改革、業務の取り組みを今後進めていきたい。

具体的には、デジタル採点システムの導入や学校サポートスタッフの配置、連休の計画的な取得の促進、医師による面接指導の実施や、さらに、教職員の健康面意識した計画でまとめており、教職員に働きやすさと働きがいを感じてもらえる体制を考えて進めていきたい。

今後のスケジュールとしては、本日の教育委員会で提案し実施計画について議決、その後ホームページで公開、次年度校長会、学校現場への説明・周知と進めていく。実際に次年度から計画運用開始ということで、点検・評価を行ったり、必要に応じて計画の見直しを行い、しっかり進めていく。さらに、この計画については、令和8年度総合教育会議へ報告をし、課題の共有と改善につなげていきたい。

(二宮委員) とても大事なことだと思っている。働き方改革においては、残業時間の削減のみが注目されがちであるが、単に時間外勤務を抑制するだけでは、結果として持ち帰り仕事が増加する等の弊害を招く恐れがある。残業時間を減らすためには、業務の中身を見直さないといけないと思うし、今の学校の現状で言うと、児童が少なくなると基準により教員の配置が減り、現職教員の負担が増えることから、学校の適正規模、適正配置は大事であると改めて思った。時間数だけの着目ではなく、業務内容も見えていく必要がある。

(板倉委員) 計画の趣旨のところ、一般的にこの「生き活き」は使わないとは思いますが、あえてこういう表記か。

(学校教育課長) 県と合わせた表現としている。

(板倉委員) 働き方改革と言われて長いが、学校も業務量全体を減らすことをがんばっており、教育委員会としてできることはしていた。実施計画、目標等も具体的で本当に良いと思う。先ほどの3分類について、例えば過剰な苦情等の抑制に向けた周知啓発は、学校だけではなく、保護者・地域・各種団体等に周知し、本来学校の業務ではないことをきちんと知っていただけたらと思う。

あと、学校運営協議会での働き方改革についての議題化について、保護者や地域の方には、先生が楽しそうと思ってやっていることではなく、先生方が本来の業務に力を注いだり、元気で子どもたちの前に立てたり、そういうところに時間を使って欲しいという思いであることをご理解いただきたい。人材確保が難しい状況もある中で、より良い人材をきちんと確保するという意味でも、大切なことだと思う。

(学校教育課長) 市として方針・計画のもとに進めていくということを周知し、計画だけで終わるのではなく、しっかり実践していきたい。

(3) 議案第9号 玉野市教育委員会非常勤講師等の勤務条件に関する規則の一部改正について

(学校教育課長) 資料により説明

市費で運用する非常勤講師等の会計年度職員について、県教育委員会の会計年度任用職員と同等の扱いとなるように規則を定めていることから、県の会計年度任用職員にかかる給与及び費用弁償の改正内容に準じた改正を行うものである。また、非常勤講師以外の一部の職員、職種についても改正を行うものである。なお、看護支援員の報酬については、玉野市会計年度任用職員の看護師の時給に準じている。それを踏まえ、玉野市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則により、看護師の報酬の額についても今後改正される見込みであるため、併せて看護支援員においても、同内容の規則改正を行うものである。同様に、勤務時間、休日及び休暇に関する規則も、県の改正内容に準じて改正を行う。

内容としては、非常勤講師・特別非常勤講師・部活動指導員・学校サポートスタッフ・教育支援員・登校支援員・教師業務アシスタント・看護支援員の報酬を改正、費用弁償の一本化や、特別休暇の無給の有給化、公務災害休暇に通勤の介在を追加し、合わせて関係する項目についての削除、項目ずれを対応して改正とした。4月1日施行とする。

(4) 議案第10号 玉野市学校運営協議会に関する規則の一部改正について

(学校教育課長) 資料により説明

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校運営とそのために必要な支援について協議する機関となっている。令和7年の6月に関係する法律が改正された。それにより基本的な方針の部分に「業務量管理健康確保措置の実施に関する事項」が追加されたことにより改正を行うもの。第4条に、業務量管理健康確保措置の実施に関する事項を追加することで、これに伴い、以下の号・番号のずれの対応をしているもの。こちらも4月1日施行とする。

(5) 議案第11号 令和8年度玉野市地域学校運営協議会委員の任命委嘱について

(学校教育課長) 資料により説明

各学校長から提出された具申書に基づき、令和8年度の委員を委嘱するものである。令和7年度末での案のため、人事異動等により変更もある。

(6) 議案第12号 玉野市地域学校協働活動推進員の委嘱について

(社会教育課課長) 資料により説明

本年3月31日に委任の任期が満了することに伴い、新たに委嘱するもの。関係要綱第5条のとおり本員は学校区の校長や公民館長などの推薦により、地域の中から委嘱するものである。規定に基づき、委嘱予定者一覧表のとおり全28名を再任し、委嘱する予定としている。なお、6月頃開催予定の地域教育協議会において、委嘱状を交付する予定である。

(7) 議案第13号 玉野市スポーツ推進委員の委嘱について

(社会教育課長) 資料により説明

今年3月末をもって委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を委嘱するもの。関係規則第2条のとおり、本委員はスポーツの指導助言や育成など、住民スポーツの推進に関する活動を行うもので、地域の方から委嘱するものである。規則に基づき、委嘱予定者一覧表のとおり、新任2名、再任22名の計24名を委嘱する。4月開催予定の委員会にて委嘱状を交付する予定である。

(いずれも承認)

5 協 議

(1) 玉野市立保育所管理規則及び玉野市認定こども園に関する条例施行規則の一部改正について

(就学前教育課長) 資料により説明

4月1日から和田保育園を和田認定こども園として移行するにあたり、利用定員について改正を行うもの。まず幼稚園としての機能である教育利用の利用定員を付与するため、和田保育園としての定員を減員し、和田認定こども園の定員は保育園の定員をそのまま据え置くものである。

第1条では、玉野市保育所管理規則について、保育園として40人から35人と定員を減らすものである。第2条では、玉野市認定こども園としての条例施行規則として、新たに和田認定こども園と利用定員40人を記載をするものである。なお、附則として、本規則は、令和8年4月1日から施行するものである。

(2) 玉野市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について

(社会教育課長) 令和9年度の組織機構改革に伴う玉野市事務分掌規則の改正に準じ、本要綱で組織している企画委員会の組織員について変更するもの。4月1日施行とする。

6 報 告

(1) たまのっ子育成支援委員会委員の委嘱終了について

(社会教育課長) 玉野市子ども総合プランは、おかやま子ども応援事業(家庭教育支援、地域協力推進事業、子ども楽級、家庭教育支援、地域学校協働本部など)と放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)が連携して、子どもの健全育成また総合的な放課後対策事業を進めていくための計画である。

次に、たまのっこ育成支援委員会は、前述の玉野市子ども総合プランを進めていく協議体として組織しているものである。

令和5年に子ども基本法が施行され、玉野市においても、こどもみらい課にて、玉野市子ども若者計画の策定が進んでいる中で、玉野市子ども総合プランについても、子ども若者計画内に包含されることとなっている。

そのため、子ども総合プランで推進している、おかやま子ども応援事業の内容については、今後、子ども子育て会議の協議体において、協議報告をしていくこととなる。

このことから、たまのっ子育て支援委員会については、令和7年度末でその役割を終え、同日付けで委嘱を終了するものである。なお、今後、こどもみらい課で開催される「こども子育て会議」については、引き続きこども学級など事業を進めていくため、社会教育課としても、事務局として出席、参加していく。

(2) 令和7年度末人事異動について

(各課長) 資料により説明

7 請願・陳情

(1) 陳情書「休校の銚立小学校に校長を配置し、本年度卒業する児童は銚立小学校卒業とすること」

(学校教育課長) 資料により説明

8 その他

(1) 令和8年4月／5月 行事予定

(教育総務課長) 資料により説明

9 閉 会

次回、教育委員会は令和8年4月3日(金)14:00から開催するので参集願う。以上で、令和8年第4回教育委員会を閉会する。

会議録調整者	書記	遠藤 真由
会議録署名委員	教育長	多田 一也
	教育長職務代理人	横山 純子